

令和6年2月 定例県議会 提出予定案件 総括表（2月29日追加提案分）

案 件	件 数	備 考
<p>条 例 案</p> <p>一部改正</p>	<p>3</p> <p>3</p>	
<p>計</p>	<p>3</p>	

令和6年2月 定例県議会 提出予定案件表（条例案）

案 番 号	案 件 名
議案第86号	<p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する等の条例の制定について</p> <p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）等の一部改正（令和6年4月1日施行等）に伴い、所要の改正を行うもの（条例の内容は、厚生労働省令の基準に準拠したもので、独自の基準はない）</p> <p>《改正内容》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護保険施設等の協力医療機関に係る要件の明確化 介護保険施設等において、利用者の病状急変時等に適切に対応できるよう、利用者の診療等を行う協力医療機関の要件を明確化する。 (主な要件) <ul style="list-style-type: none"> ・施設からの診療の要請に常時対応できる体制を確保すること ・診療の結果、要入院と診断された者を受け入れられる体制を確保すること 2. その他所要の規定整備を行う。 <p>《施行期日》 令和6年4月1日等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px; text-align: center;"> <p>【担当課】 健康福祉部高齢者福祉課 043 (223) 2836</p> </div>

令和6年2月 定例県議会 提出予定案件表（条例案）

議案番号	案 件 名
議案第87号	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について</p> <p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（内閣府令）等の一部改正（令和6年4月1日施行）に伴い、所要の改正を行うもの （条例の内容は、内閣府令の基準に準拠したもので、独自の基準はない）</p> <p>《改正内容》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 里親支援センター（※）の創設に伴う基準の新設 児童福祉法の改正により、新たな施設区分として、里親支援センターが創設されたことから、施設の運営に必要な人員の配置等について、内閣府令に準拠した基準を新設する。 ※ 里親支援センター 里親制度の普及促進や里親希望者の開拓、里親に対する相談支援や研修の実施など、里親制度の推進に資する事業を包括的に実施する施設 2. 児童発達支援センターの一本化に伴う規定整備 福祉型と医療型に分かれていた児童発達支援センターの類型が一本化されたことに伴い、人員の配置等に関する基準について、内閣府令に準拠した規定整備を行う。 3. その他所要の規定整備を行う。 <p>《施行期日》 令和6年4月1日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【担当課】 健康福祉部児童家庭課 043（223）2356 健康福祉部障害福祉事業課 043（223）2341</p> </div>

令和6年2月 定例県議会 提出予定案件表（条例案）

議案番号	案 件 名
議案第88号	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について</p> <p>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（内閣府令・厚生労働省令）等の一部改正（令和6年4月1日施行等）に伴い、所要の改正を行うもの （条例の内容は、厚生労働省令等の基準に準拠したもので、独自の基準はない）</p> <p>《改正内容》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 就労選択支援の創設に伴う基準の新設 障害者総合支援法の改正により、新たな障害福祉サービスとして、就労選択支援（※）が創設されたことから、サービスの提供に必要な人員の配置等について厚生労働省令に準拠した基準を新設する。 ※ 就労選択支援 障害者が就労先等を選択するための支援として、面接や模擬作業等を通じ、障害者本人の就労能力や適性等を客観的に把握するもの。 2. 地域の関係者との協議会の設置 グループホーム等を運営する事業者は、利用者や地域住民等に運営状況を報告し、要望や意見を聴取する場として、協議会を設置することとする。 3. その他所要の規定整備を行う。 <p>《施行期日》 令和6年4月1日 ※改正内容1については政令で定める日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px; text-align: center;"> <p>【担当課】 健康福祉部障害福祉事業課 043（223）2341</p> </div>